

## 企画競争実施の公示

令和3年10月12日

近畿地方整備局猪名川河川事務所長  
佐渡 周子

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

猪名川河川事務所福利厚生施設内における自動販売機(清涼飲料)の設置営業

#### (2) 業務内容

猪名川河川事務所1階に以下の自動販売機を設置し、清涼飲料の販売を行う。

清涼飲料(缶・ペットボトル・紙パック等)1台 … 1事業者

#### (3) 業務期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日までとする。

ただし、必要に応じ、一度に限り5年を超えない範囲内で下記3による国有財産の使用許可期間を更新することができる。

### 2 設置場所

大阪府池田市上池田2-2-39

近畿地方整備局猪名川河川事務所1階

### 3 国有財産の使用許可

(1) 本業務を行う者は、業務に係る国有財産の使用許可を得るとともに、使用面積に応じた国有財産使用料を支払わなければならない。

(2) 国有財産の使用許可は、近畿地方整備局長が行う。

### 4 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 大阪府内に本支店・営業所を有すること。

(3) 企画提案書の受領期限の日から経営業者の特定通知までの期間に近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(4) 良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。

(5) 国税及び地方税を完納していること。

(6) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務履行が確保される者であること。

- (7) 猪名川河川事務所長から企画競争実施にかかる説明書の交付を受けた者であること。
- (8) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（令和2年3月31日付け衆議院庶務部会計課長、参議院庶務部会計課長、国立国会図書館総務部会計課長、最高裁判所事務総局経理局長、会計検査院事務総長官房会計課長、内閣府大臣官房会計課長、復興庁会計担当参事官、総務省大臣官房会計課長、法務省大臣官房会計課長、外務省大臣官房会計課長、財務省大臣官房会計課長、文部科学省大臣官房会計課長、厚生労働省大臣官房会計課長、農林水産省大臣官房参事官（経理）、経済産業省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房会計課長、環境省大臣官房会計課長、防衛省大臣官房会計課長。以下、「令和2年3月31日付け公示」という。）に基づく「会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続」を行った者を除く。）でないこと。
- (9) 次に掲げる要件を満たしていること。
- ①警察当局から、暴力団員が実施的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと
  - ②法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと
  - ③役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと
  - ④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと
  - ⑤役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと
  - ⑥役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと
  - ⑦暴力団又は暴力団員及び③から⑥までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと

## 5 手続等

### (1) 担当部局

〒563-0027 大阪府池田市上池田2-2-39  
近畿地方整備局猪名川河川事務所 総務課 建設専門官  
電話072-751-0499 ファクシミリ072-754-4469

### (2) 提案要領の交付期間、場所及び方法

令和3年10月12日から令和3年11月9日までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、9時00分から16時00分まで、ただし最終日は正午まで、交付場所は(1)に同じ。提案要領の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

### (3) 企画提案書等の提出期限、場所及び方法

令和3年11月10日正午までに、上記(1)に持参又は郵送（書留郵便のみとし、左記提出期限必着とする）にて提出すること。

## 6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は上記5の(1)に同じとする。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で他の目的への使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 業務を行う最適な者として特定(以下「特定」という。)した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- (7) 特定された者は、企画競争の実施結果、唯一最適な者として特定しただけであり、上記3の国有財産の使用許可手続の完了までは、国から国有財産の使用を許可されたものではない。
- (8) その他の詳細は提案要領による。